

社会福祉法人敦賀市社会福祉事業団
役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人敦賀市社会福祉事業団(以下「事業団」という。)の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事を言い、評議員と併せて役員等と言う。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、事業団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益を言い、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費)及び手数料等の経費を言い、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対して、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給することができる。ただし、事業団の職員を兼務し、職員給与が支給されている理事に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 常勤の理事 報酬、賞与、通勤手当
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 評議員 報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、別表に定める額の範囲内で、評議員会において決定する。

- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は、別表に定める額の範囲内とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は、別表に定める額の範囲内とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月21日(ただし、その日が土曜日・日曜日又は祝日の場合は、職員給与規則第9条第5項の規定に準じて支給する。)

(2) 賞与 毎年6月及び12月

(3) 通勤手当 第1号の報酬に併せて支給する。

2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など事業団・施設運営のための業務に当たった都度、支給することができる。

3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 事業団は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年5月29日から施行する。
(社会福祉法人敦賀市社会福祉事業団役員報酬及び費用弁償規程及び敦賀市社会福祉事業団の役員報酬内規の廃止)
- 2 社会福祉法人敦賀市社会福祉事業団役員報酬及び費用弁償規程(平成5年社会福祉法人敦賀市社会福祉事業団規程第3号)及び敦賀市社会福祉事業団の役員報酬内規は、廃止する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表

区 分		支 給 額			
		年度総額	月 額	賞 与	通勤手当
理事長	常 勤	800万円を 超えない金額	29万円	6月 1ヶ月分 12月 1ヶ月分	片道 2km未満 0円 2～5km未満 2000円 5～10km未満 4200円 10km以上 7100円
	非常勤		10万円	無	無
常務理事			20万円	6月 1ヶ月分 12月 1ヶ月分	片道 2km未満 0円 2～5km未満 2000円 5～10km未満 4200円 10km以上 7100円
理 事			1万円	無	無
監 事			20万円を 超えない金額	1万円	無
評議員		定款第8条の とおり	1万円	無	無

ただし、月額について、理事・監事・評議員の額は日額と読み替え、年度総額の算出基準は次のとおりとする。

理 事	1万円×8人×5回
監 事	1万円×2人×8回
評議員	1万円×9人×3回